

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	開東産業株式会社	(代表取締役 菅野 彰一)
	法人番号	8380001004806
住 所	福島県郡山市大槻町字下中野 4 - 2	

2. 措置期間

令和 5 年 10 月 30 日 ~ 令和 6 年 10 月 29 日 (12か月)

3. 事実概要

当該人は、加藤・開東特定建設工事共同企業体の構成員として施工した相双建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）」（工事番号：第19-41370-0397号）において、一次下請負人との間で金額の増工、工期の延長の変更契約をそれぞれ別の日に交わしたにも関わらず、2件の契約を同日に契約したものとした虚偽の契約書類の写しを作成し発注者に提出していたうえ、別の一次下請負人との間で3回に渡って交わしていた変更契約を発注者に報告せず、下請報告書には実際に支払われた金額と異なる金額を記載し提出していた。

また、一次下請負人として施工した富岡土木事務所発注「公共災害復旧工事（河川）」（工事番号：第19-41371-0139号）において、二次下請負人との間で資材調達も含めた契約を交わしていたにも関わらず、元請負人に対しては労務費のみの契約とした虚偽の契約書類の写しを提出していたうえ、下請報告書には支払い根拠のない金額を支払っていたかのように記載し提出していた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2（虚偽記載）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2】

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1の2 県発注工事等の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、総合評価方式における評価項目の確認資料、低入札価格調査に係る提出資料、その他の入札時の調査資料若しくは契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
 福島県福島市杉妻町2-16
 (電話) 024-521-7899